令和6年度 障害福祉サービス事業所等の運営上の留意事項について

令和6年度 障害者入所・通所事業所等に係る説明会(集団指導)

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

目次

- 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な内容について
- 2 届出関係の留意事項について
- 3 サービス管理責任者のみなし配置について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定の改定率: +1. 12%

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 - ・職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等
- (2) 地域移行を推進するための取組の推進
 - ・地域生活支援拠点等において情報連携等を担うコーディネーターの配置 地域移行等意向確認担当者の選任等(施設入所支援)
- (3)業務継続に向けた対応力の強化及び感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)等
 - ・業務継続計画の策定や障害者虐待防止措置等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)
- (4) 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
 - ・栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長
- (5)物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し
- (6) 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)
 - ・管理者兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等

日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- (1) 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
 - ・生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける
- (2) 医療的ケアが必要な者へ対応の評価
 - · 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
 - ・福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の 受入れを促進

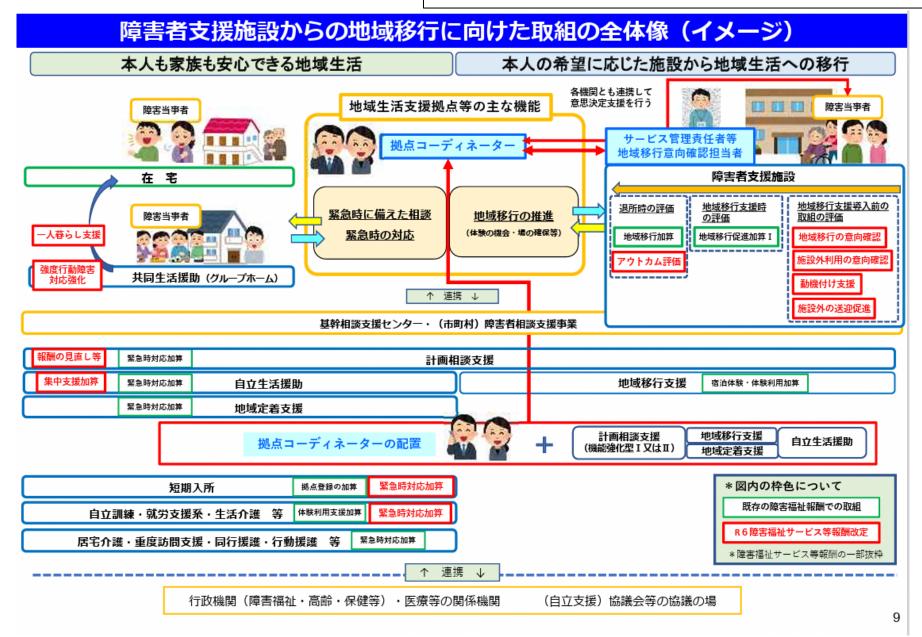
施設系・居住支援系サービス

- (1)施設のすべての入所者に対して、地域移行 の意向を確認。グループホームの見学、地 域活動への参加等を評価
 - ・意向確認に関する指針未作成の場合の減算
 - ・地域連携推進会議の設置等
- (2)施設における10人規模の利用定員の設定
 - 基本報酬で対応。生活介護も同様。
- (3)施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
 - 地域移行支援体制加算の新設

訓練系サービス(自立訓練(機能訓練)・ 自立訓練(生活訓練))

- (1)社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用 と報酬上の評価
- (2) ピアサポートの専門性の評価

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁 資料抜粋



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁 資料抜粋

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等(障害者支援施設、グループホーム、(福祉型)障害児入所施設)について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関 (*) と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染 症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

〈報酬による評価〉

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①~③の要件を満たしている場合に評価。(I)
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
- ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。(II)
- (*)協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道 府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、 感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位/月 障害者支援施設等感染対策向上加算(II) 5 単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 〇 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活 継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算 240単位

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁 資料抜粋

④ 食事提供加算の見直し

通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

年 月 日

食事提供体制加算に関する届出書

1 :	事業所							
2	サービ	この種類						
3 ,	異動区	分		1 新規	2 変]	更	3 終了	
	食	事提供に係る	管理栄養士		常勤	名	非常勤	名
		人員配置	栄養士		常勤	名	非常勤	名
食	より	所等との連携に 、管理栄養士等 与している場合	連携先名					
0	業	業務委託先						
提	*務委託により食	委託業務内容						
体 体 制	事提供を行う場合	適切な食事提供 の確保方策						

届出の際は、必要書類を忘れずに提出してください。

注1

事業所内で調理を行う場合、食事提供にかかわる職員(管理栄養士・栄養士)の状況を記載してください。

事業所内での調理業務は生活支援員の業務とは区別してください。 (※)付表・勤務形態一覧表・組織体制図・運営規程による確認が必要です。 注2

調理業務を第三者に委託している場合、事業所内で調理員の配置は求められておりませんが、<u>業務委託契約書(写し)の提出が必要です。</u>

注3

業務委託により食事提供を行う場合の「適切な食事提供の確保方策」欄は、献立に関する事業所・施設の関与、委託先から事業所・施設への食事の運搬方法、適時適温への配慮など、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応の概略を記載してください。その際、委託先の管理栄養士又は栄養士の有無は必ず記載してください。

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生時に、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症 又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算。

- ○施設・居住系サービス: 所定単位数の3%減算
 - (療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者 支援施設が行う各サービスを含む)、宿泊型自立訓練)
- 〇訪問・通所系サービス: 所定単位数の1%を減算

(短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))

- 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。
- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※令和7年3月31日までの経過措置

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算(所定単位数の1%)。

次の基準を満たしていない場合に、減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施する ための担当者を置くこと

身体拘束廃止未実施減算(見直し)

身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

- 〇施設・居住系サービス:基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算。
- (障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、宿泊型自立訓練)
- 〇訪問・通所系サービス:基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算。
- (生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く))

次の運営基準を満たさない場合に、減算する。

- ①身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行うこと。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

情報公表未報告減算

- ※利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る 観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対し、減 算する。
- ※都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、 情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。
- ○施設・居住系サービス: 所定単位数の10%を減算 (療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、宿泊型自立訓練)
- ○訪問・通所系サービス: 所定単位数の5%を減算 (短期入所、生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされて いない場合、所定単位数 を減算する。

≪都道府県等による確認≫

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

届出関係の留意事項について

〇加算の届出について

届出が必要な加算については、<mark>加算の適用を希望する前月の15日まで</mark>に、関係書類を提出してください。

各種様式は群馬県ホームページに記載してあります。

それぞれの加算の固有様式の他に、下記様式は必ず提出してください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②(別紙1) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③(別紙2) 勤務体制及び勤務形態一覧表

〇変更届出について

事業所の名称、管理者、運営規定等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。定員を変更する場合は、事前に障害政策課あて連絡をしてください。

○事故報告について (参考:健福第607-4号(平成25年9月13日発))

骨折以上の事故等が発生した場合は、原則として発生直後に電話等で概要を報告してください。 事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、県へ報告してください。

〇新型コロナウイルス感染症報告について

加算の体制届について

- ※届出の際は、必ず①~③を作成し 提出してください。
- ※加算によって、別紙様式の作成や、 資格証等の写しの添付が必要になります。

	(令和3年度以降) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書												
	(1) "	D支作口 17)。	艮 寸:	# Æ I	← 17K *6	חייאין ע	1 - 1 - 1 -	- 大 ブ	令和	шъ	年	月	В
群	馬県知事 殿												_
				主の	たる事	務 所在 地	:						
			届出	者(名		称	:						
				代章	長者の罪	10・氏名	:						
	このことについて、関係	書類を流	えて	以下の	とおり	ノ届け	出ます	- 0					
	事業所番号												
	たる事業所施設)の名称												
事	郵 便 番 号 業 所 (施 設)	- ()									
တ	所 在 地												
	け出る事業所の事業の種類	実施											
及事	び同一所在地において行う 業 等 の 種 類 等	事業			異動等	等の区	分				異動	年月日	
介	居 宅 介 護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
	重 度 訪 問 介 護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
	同 行 援 護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B B
護	行動 援護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
	療 養 介 護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
給	生 活 介 護		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
	短 期 入 所		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
	重度障害者等包括支援		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
付	施設入所支援		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	
	自立訓練 (機能訓練)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
訓	宿泊型自立訓練		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	日
練	自立訓練 (生活訓練)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	
	就 労 移 行 支 援		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B
等	就 労 継 続 支 援 (A 型)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B
l	就 労 継 続 支 援 (B型)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	1 1
給	就労定着支援		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B
付	自 立 生 活 援 助		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B
.,	共同生活援助		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	B
地(域相談支援地域移行支援)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	1 1
地	域相談支援地域定着支援)		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	1 1
特	定 相 談 支 援		1	新規	2	変更	3	終了	令	和	年	F	1 1

			;	介護給付費等	の算定に係る体制等状	況一覧表	
提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)		その他該当する体制等	適用開射
サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 2.0. その他	
	Í				施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※4)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					短時間利用減算	1. なし 2. あり	
					大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上	
					医師配置	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					人員配置体制	1. なし 2. あり	
			4.81人以上		福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. II 5. I 6. I・II 7. II・II	
			6. 21人以上30人以下		常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
			7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下	2. Ⅲ型(2:1)	常発性関係を発性を発性を発性を発性を (414)	看護職員常動換算員数 ()	
		6. 21人以上30人以下	9. 51人以上60人以下	3. 17至(2.3.1)	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I	
		7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下		5. VI型(3.5:1)	重度障害者支援 I 体制	1. なし 2. あり	
生活介護		9.51人以上60人以下	1 1. 71人以上80人以	6. V표型(4:1) 7. V표型(4.5:1)	重度障害者支援Ⅱ・Ⅲ体制	1. なし 2. あり	
		1 0. 61人以上70人以 下	12.5人以下	8. X型(5:1) 9. X型(5.5:1)	リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
		1 1. 71人以上80人以	1 3 . 6人以上10人以	9. A型(5.5·1) 10. XI型(6:1)	食事提供体制	1. なし 2. あり	
		i.	14.11人以上20人以	11. I 型(1.5:1)	延長支援体制	1. なし 2. あり	
			下		送迎体制	1.なし 3. I 4. II	
					送迎体制 (重度)	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数 ()	
					入浴支援体制	1. なし 2. あり	
					栄養改善体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1.なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
					框板 - 介護職員等項通貨等加票(V) 菜分(会17 法18)	1. V (1) 2. V (2) 3. V (3) 4. V (4) 5. V (5) 6. V (6) 7. V (7) 8. V (8) 9. V (9) 10. V (10) 11. V (11) 12. V (12) 13. V (13) 14. V (14)	
		1			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
		1			共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
		1			サービス管理責任者配置等(※5)	1. なし 2. あり	
		1			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
		1			中核的人材配置体制	1. なし 2. あり	
				l	高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり	

特定事業所加算、福祉専門職員配置等加算(I·II)、指導員加配加算、栄養士配置加算、 夜勤職員配置体制加算、夜間看護体制加算



従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

	サービス種類	Ā												事	業別	f·)	施設	名											1		
定員		名	前	年度	の平	均実	利用	者数	:		人	(1日	あた	IJ)				基	準上	න ්	必要	職員	数							資格書写し	
	人員配置区分	}												該	当す	トる	体制	等	П										資格の有無	質悟書与しの提出	継続勤務 年数
					第 1	1週				第	2週					第3	3週				1	第 4	週			75	A A	常勤換	及び種類	有 無	
職種	勤務形態	氏名	1	2	3	4 5	6	7 8	9	10	11 1	2 13	14	15	16 1	17 1	8 19	20	21	22 2	23 2	4 25	26	27 2	4週の 計	一 の	勤務	算後の		11 ##	
			*	П		T	П				T	T		П	T	T	T	П		T	T	T		T	AI.	В	時間	人数			
								T			T	T						П				T									
				Ħ	十	T	П	T	T	П	T	T	T	П	7	\top	T	П	П	T	T	+	П	T		1					
			_	Н	+	+	H	+	+	\vdash	+	+	+	Н	+	+	+	Н	+	+	+	+	Н	+	+	+					-
			+	Н	+	+	H	+	H	\vdash	+	+	+	H	+	+	+	Н	\vdash	+	+	+	Н	+	+	+					
	_		+	Н	+	+	Н	+	+	+	+	+	⊢	Н	+	+	+	Н		+	+	+	Н	+	1	+					
			+	Н	+	+	Н	+	+	+	+	+	+	Н	+	+	+	Н	+	+	+	+	Н	+	+	+			l		-
			_	H	+	+	Н	+	-	+	+	+	+	Н	+	+	+	Н	Н	+	+	╁	Н	+	-	+					-
	1		-	Н	+	+	Н	+	+	\mathbf{H}	+	+	┿	Н	+	+	+	Н	\dashv	+	+	+	Н	+	-	+					
			+	+	+	+	H	+	+	\vdash	+	+	╄	Н	+	+	+	Н	\dashv	+	+	+	Н	+	-	+					
				Н	+	+	Н	+	-	Н	+	+	╄	Н	_	+	+	Н		+	+	+	Н	_		-					
				Н	4	╀	Н	+	-	Н	4	+	-	Н	4	+	+	Н	Ц	4	+	+	Н	4	-	_					
	合計			Ш	_		Ш	4			_	_	_	Ш		_		Ш		_	_	_			-			0.0			
		1週間に当	該事業	削	・施設	及にす	3ける	5常勤	加聯	見の	勤務	すべ	さき 日	寺間	数	_			_	_											
	サービス提供問	非間					Ш																		0						

- 注2 ・機は、出議内の項目を記入して下さい。 注3 ・機能人事業に係る起業者を責任 (管理者を) について、4 測限分の設践すべき時間数を犯入して下さい。**被数、非収数については、関係がをする等その資務承して下さい。** 注4 「人具定置反分」機は、機能放定上の反分を記載し、「該当する体制等」機は、(別終1) 「介援総付資券の算定」係る体制等状況一度表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください。 (この際、(別株1) 「介護機能等の写真に係る体制等状況一覧表」の記載内容と指揮に記載してください。 注5 「銀担」機は、直接サービス提供機能(は6 函籍を記載し、「熱務制息」機は、①常動・事業、②非常動・事業、③非常動・発養、④非常動・発養のいずれかを記載するとともに、加算等に 係る組長の加速を収分したよ、七十六日におかりの製造物情が影響と続いてください。

- 独出に思わっては、小鹿点以下第2位を切り施でてください。
 治薬事所・施設による経験特別を受けてください。
 治薬事所・施設による経験特別を受けてください。
 合事業所・施設による経験があると認定が、保険でも発酵剤等等(変更の総の場合は変更後の予定動務剤表等)により、指出の対象となる従業者の職種、動剤形態、氏名、当該業剤の動剤時間及び看護、期長とか振動力の起便が、保険する場合)が高させる機能をもって流行着類として楽し支えありません。

記載上の注意点

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

	サービス種類	Į.												3	事業	所·	・施	設名	í													
定員		名	前年	度0	り平:	均実	利用	者数	女		J	L (1)	∃ あ†	たり)					基準	≛上○	の必	要明	載員	数							資格書写し	
	人員配置区分	}												910	核当	する	5体1	制等	ŧ											資格の有無		継続勤
				9	第1	週				第	12 j	围				第	3 i	固				第	‡ 4	週				调平均	常勤換	及び種類	+ +	年数
職種	勤務形態	氏名	1	2 ;	3 4	5	6	7	8 9	10	11	12 1	13 1	4 15	16	17	18	19	20 2	1 2	2 23	24	25	26	27	28	4週の合 計	の勤務	算後の		有 無	
			*		T		П	T	T			T			Г		П	T		T	T		Г	П	T	1	п	時間	人数			
			П		t	П	П	T	T		П	T	T	T			П	1			T		T	П	T	T						
			Ħ	†	t	T	П	T	†	T	П	1	\top	t	T		П	7	+	t	T	T	T	Ħ	T	T						
			H	+	+	H	H	+	┿	-	Н	+	+	┢	+		H	+	+	+	+	-	┢	H	+	+						
			\vdash	+	╀	\vdash	Н	+	┿	+	Н	+	+	╁	\vdash		Н	+	+	+	+	+	┢	Н	-	+						
			Н	+	+		Н	+	+	-	Н	4	+	+	╄		Н	4	4	+	+	-	L	Н	4	4						ļ
			Ш	-	1		Ш	4	\downarrow			4	4	-			Ш	4	4	1	+		L	Ш	4	4						
			Ш	4	╀			4	1		Ш	4	4	L	L		Ш	4		1	_		L		4	4						
			Ш				Ш	1									Ш	_								_						
	合計				Г		П										П				T								0.0			7
		1週間に当該	事業所	ff · f	施設	にま	317	5常	勤職	員の	勤和	タナ·	べき	時間	数																	r
	サービス提供問	間	\vdash				\vdash	+	-			-					Н	+					H	\vdash		7	0					
2 *欄は、当該 3 申請する事業	月の曜日を記入! に係る従業者全!	作成してください。 して下さい。 員(管理者含む)につし 算定上の区分を記載し、																													1	
		対費等の算定に係る体 制														A_ -	- 14. 40	, re- 0	P2 ₹7 To	~ ~	36.1	24.3	,~ 74	, %	rr is	2 //111 5	yr 17 47 F11	B C 1040		• 0		
		是供職員に係る職種をま それぞれ1日あたりの動								m ·	專模	. 0	*	b • 5	ŧ	. 3)非1		• *	從、	(1)	**!		兼務	oι	いず	れかを記り	載すると。	ともに、加	算等に		
		で第2位を切り捨ててく			Jack C		120	. • • •																								
		本制図を添付してくだる	-																													
o タ本会工 ++	設において使用し	している勤務割表等(3	を車の	屈 中,	の場	수나	本事	後の	来 中	掛路:	割事:	out 1	I- F	1.1	C 111	0.44				* # /						- 47	业 扶 徐 3	0 75 Att (0 75)		t#		

様式については、県ホームページを御確認ください♀

【URL】 https://www.pref.gunma.jp/page/638117.html

トップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 障害政策課 >

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について



- ※記入漏れがないようにお願いします (黄色部分が記載漏れの多い箇所です)。
- ※各種加算の別紙様式には、注意事項の 記載があります。 必ず確認するようにしてください。

(療養介護・生活介	令和 年 月 門職員配置等加算に関する届出書(令和6年4月以降) 護・自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援・ 就労継続支援已型、自立生活援助・児童発達支援・ 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス)	1
事業所・施設の名称		
2 集動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 出項目	1 福祉専門職員配置等加算(I) 米布資格者がか以上 2 福祉専門職員配置等加算(II) 米布資格者がか以上 3 福祉専門職員配置等加算(III) 米索動職員が75%以上又は動輸3年以上の京動職員が30%以上	
4 社: 独士等の状況	① 生活支援員等の総数 人 (常勤) 人 ② ①のうち社会福祉士等 人 ○ ② 「から数(常勤) 人 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	iii.
5 常勤職; 状況	① 生活支援員等の総数 人 (常勤換算) 人 ② ①のうち常勤の者の数 人 → ①に占める②の割合が 7 5%以上	tus.
6 勤続年数の:	① 生活支援員等の総数 (常勤) 人 ② ①のうち動競年数3年以 人 — ①に占める②の割合が 30%以上	***
の同時でないます。 2 ここの事とは、第二人 2 ここの事とは、第二人 2 ここの事との表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	総元支援員 北京支援員又は共生配生活介護従業者 こあっては、生活支援員又は共生配自立訓練(機能訓練)従業者 こあっては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者 よ、職業指導員、生活支援員又は拡労支援員 記しあっては、職業指導員又は生活支援員 ま、地域生活支援員 ま、地域生活支援員 ま、地域生活支援員(外部サービス利用配にあっては、世話人) よ、加算(1)(日)においては、児童指導員、降害福祉サービス経験者	

変更届について



【変更届の添付書類の一例】

- 〇運営規程
- ⇒新旧対照表や変更前・変更後の両方を添付するなど、 変更点がわかるように書類の提出をしてください。
- 〇管理者の変更
- ⇒経歴書、資格要件を満たす資格証の写し等、要件を満たすことが わかる添付書類を提出してください。
- 〇サービス管理責任者の変更
- ⇒∙経歴書
 - ・資格証の写し
 - •相談支援従事者初任者研修の修了証の写し
 - ・サービス管理責任者研修の修了証の写し(受講した全研修分) を提出してください。
- ※サービスの種類ごとに書類を提出してください。

様式については、県ホームページを御確認ください〇

https://www.pref.gunma.jp/page/6184.html

トップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 障害政策課 > 障害福祉サービス事業者 指定申請様式一覧



事故報告について

(1) 県への報告範囲等

ア 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合

- ① 利用者の死亡事故
- ② 利用者の骨折又は打撲・裂傷等で医療機関への入院・通院を要した場合 打撲・裂傷等の事故について、保育所・放課後児童クラブ・被措置児童入所 施設等(隨害関係施設除く)にあっては、全治3週間以上のものを対象とする
- ③ 利用者が病気で死亡した場合であっても、死因等で疑義が生じる恐れがある 場合又は家族との間に問題が生じる可能性がある場合
- イ 利用者の失そうや不法行為等が発生した場合
- ① 利用者の失そう・行方不明(警察へ捜索願を提出した場合等)
- ② 利用者の不法行為(犯罪行為として警察へ届け出たもの等)
- ウ 職員等の法令違反及び不祥事等が発生した場合
- ① 利用者からの預かり金横領等、利用者の処遇に影響を及ぼす場合
- 個人情報の流出や紛失等
- ③ 職員等が逮捕された場合等
- エ その他報告が必要と認められる場合
- ① 感染症・食中毒の発生(1類から4類の感染症で医師が届出た場合及び5類の 感染症で施設長等が保健所に報告した場合)
- 火災 (消防機関に出動を要請した場合)
- ③ テレビ・新聞等で報道される可能性がある場合
- ④ その他の重大な問題が発生した場合
- (2) 県への報告の時期及び手続きについて
 - ア 事故等発生直後

県へ報告すべき事故等が発生した場合、原則として、発生後直ちに電話又はファ クシミリ等により概要を報告すること。

ただし、(1)ア②については、施設長等の判断により、直後の報告を省略する ことができる。

なお、報告後、必要に応じて、随時経過報告を行うこと。

- イ 事故等発生後30日以内の報告
- すること。

様式は別途法令・通知等で定められている場合はその様式を用いること。また、 (別添参考様式)と同様の内容が記載されている他の様式を用いてもよい。

なお、事故等発生後の対応に30日以上要する場合については、30日以内に中 間の事故報告書を提出し、事故等の発生要因及び再発防止策の検討が終了した時点 で、事故報告書を再提出すること。

また、(1)イ、ウ及びエについては、(別添参考様式)によらず、事故等の概 要や対応等についてまとめた報告書を作成すること

- (3)警察への届出
 - 事故が発生した場合に適切な対応を行うために、事故対応マニュアルにおいて、 警察への届出を行うことについても記載するよう努めること。

なお、警察への届出を行う事故は、概ね以下の場合が想定される。

- ア 職員等による虐待が疑われる場合
- イ 事件性の疑いのあるもの
- ウ 利用者同士の間に生じた重大な事故で医療機関への入院・通院等を要した場 合
- エ その他、事故後に利用者等とトラブルになる恐れのある場合等

平成25年9月13日付健福第607-4号 「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止 について(通知) | より抜粋

←新型コロナウイルス感染症の発生報告(発症者10名以上の場合)も 報告対象となります。

←現在は、FAX提出は受け付けておりません。 電話またはメールで報告をお願いします。 メールの際は、パスワード付きにするなど、個人情報に留意してください。

事故等の発生後30日以内に事故報告書(別添参考様式)を作成し、県へ報告 **←郵送またはメールで報告をお願いします**。 メールの際は、パスワード付きにするなど、個人情報に留意してください。

新型コロナウイルス感染症報告について

(公印省略) 障第981-10003号 令和6年3月15日 別紙

県内の障害者施設等における令和6年4月1日以降の対応について

各障害福祉サービス運営法人 代表者 様

群馬県健康福祉部 障害政策課長 齊藤 猛

障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の 令和6年4月以降の対応等について(依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症の対応に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。 さて、厚生労働省から令和6年3月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令 和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」が送付されましたので、お知ら せします。

なお、令和6年4月以降の県内(中核市を除く)障害者施設・事業所における感染報告や支援事業については、別紙のとおりとなりますので、御確認のうえ適切に御対応いただきますようお願いいたします。

		1	
耳	ÍΒ	対応	令和6年4月1日
	H	71 // L	以降の対応等
			※県所管の障害者支援施設等
	県障害政策		◆感染者が発生した場合の報告は終了。
	課への報告	終了・変更	◆集団発生の場合等、保健所に報告が必要とさ
関係機関			れているケースは、電話での一報とともに、
への感染			『事故報告書』を提出願います。
報告			◆インフルエンザやノロウイルス等と同様に、
	保健所への	外水	集団発生(死亡・重篤者2人以上又は10人以上)
	報告	継続	の場合は引き続き報告。
			◆感染時の対応等、保健所への相談は随時可能
群馬県障害	福祉サービ		
ス事業所等	に対するサ		
ービス継続	支援事業費	終了	◆令和5年度にて終了となります。
補助金			
P*	~~ ~ <u>_</u>		
障害者施設			◆令和5年度にて終了となります。
職員派遣支	援 争兼	終了	※別途通知を送付予定です。

令和6年4月1日から、対応が変更になっておりますので、御確認をお願いします。

【担当・報告先】

施設利用支援係 027-226-2632 地域生活支援係 027-226-2638 支援調整係 027-226-2636

配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

①タイトル:「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容: 医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院

の林先生がわかりやすく解説しています。 (約12分)

URL: https://youtu.be/G0hCr-EMT0c

②タイトル:「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容:高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたい

こと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して(約65分)

URL: https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqqgVWjk

③タイトル:「障害者施設等における感染対策動画」」

内容:障害者施設等でのクラスター体験談

障害者支援施設等における感染症対策について(約65分)

URL: https://youtu.be/9xg6wF7lbQ4



(1) サービス管理責任者等のみなし配置について

平成31年度からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」)の研修に係る制度が改正されました。制度移行に際し、平成31年4月1日~令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修を修了した者(実務経験を満たしている場合)に限り、基礎研修修了後3年間は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能とされています。

※みなし配置可能期間が過ぎている方を配置している場合、減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

みなし配置可能な期間…令和3年9月12日~令和6年9月11日

- ※例の場合、令和6年9月12日から、サービス管理責任者としてみなし配置が不可となります。
- ※みなしが失効するのは、3年後の年度末ではなく、基礎研修修了から3年が経過した日です。

□注意□

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

令和4年度以降に基礎研修を修了した方

→みなしの対象となりません。基礎研修修了後、原則2年以上の実務経験を経てから実践研修を 受講してください。

(2)サービス管理責任者等基礎研修修了者の0JTの取扱いについて

令和5年6月30日付告示改正により、基礎研修修了者の基礎研修後に実践研修を受講 するために必要な実務経験(OJT)の取扱いが変更されました。

- (改正後)・基礎研修修了後「2年以上」の期間
 - ・一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

要件

※①~③全てを満たす必要あり。

- ①**基礎研修受講開始時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支 援業務(3~8年))を満たしている。
- ②基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(以下、 個別支援計画の原案作成等の業務)を実施している。
 - ・利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
 - ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
 - ・サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議に参画する。
 - ・上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に 交付する。
 - ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行う。
 - ※ サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保 する観点から、少なくとも計10回以上行うこと。
- ③指定権者に届け出ている。

□注意□

- ・届出様式は令和5年10月19日付通知にて、各法人あて送付しています。
- ・個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届け出てください。

※溯及不可

(3) サービス管理責任者等更新研修について

①経過措置の終了について

制度改正の経過措置終了に伴い、更新研修は令和6年度から下記のとおり変更となります。

研修日程

1日程につき、全2日間。

受講要件

①過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

□注意□

・令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者等研修修了者は、 更新研修を受講することはできません。<u>実践研修を受講してください</u>。▲

②更新期間の考え方について

- ・初回の更新研修(又は実践研修)が起算点となります。
- 詳細は次頁を御確認ください。

認識誤りをしてしまうと、気付かないうちに失効してしまう可能性があります! 必ず、御一読ください!

更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- ・平成30年度までの研修修了者は、<u>令和5年度までの経過措置</u>として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- ・更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点となる。
- ・平成30年度までの研修修了者が初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問。

~受講イメージ図~

令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10年度·····
更新研修修	<u> 20</u>			三新研修:	受講	<u> </u>			新研修受講
修修了		令机∠	2~6年	 更			令机	7~11	年度
				起算点	<u> 20</u>		回 目の更 6~10	新研修 年度	受講
				了		15 114			

更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- ・実践研修修了年度を起算点とし、その<u>翌年度から5年度毎に1回</u>、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、(1)又は(2)の実務要件を満たすことが必要。
 - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
 - (2)過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、 相談支援専門員として従事。

~受講イメージ図~

令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10年度·····
基礎研修修了		実践研究	<u>この</u>	間に1回	目の更新	所研修受	講	この間の研修受	<u>に2回目の更新</u> 注講
修 修 了		修修了		令和	4~8年	度		令和	9~13年度
		基礎研修修了			起算点 実践研修修了	<u>この</u>		目の更新 7~11	所研修受講 年度

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

関連資料3

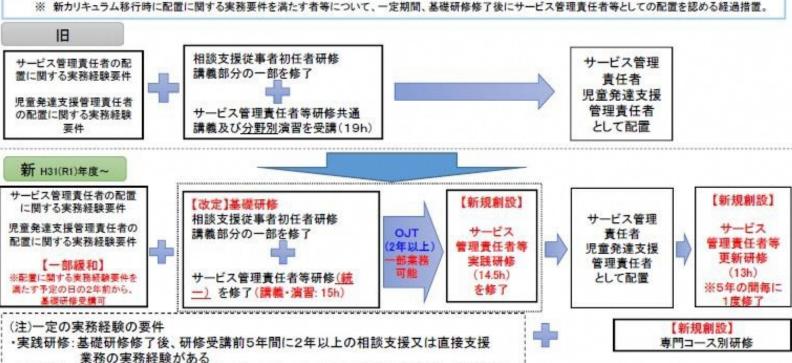
- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修 を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
 - ※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。

・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援

専門員の実務経験がある

又は②現にサービス管理責任者等として従事している

- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責 任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の 一部業務を可能とする等の見直しを行う。



※令和3年度障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和4年3月)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について 関連資料4 間の間に1度毎修了の年度の翌年度から5年 ※初回の更新研修修了 経過措置について H31.4~(新体系移行) サー 責任者等研修 者等更新研修 施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修 ビス管理責任 了前でも引き続きサービス管理責任者等として 修了 (日体系) ①旧カリキュラムのサービス管理責任 業務可能。 者等研修を修了済みの者について ②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について 配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修 了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス ※H31(R1)年度~R3年度の基礎研修受講者に限る 管理責任者等とみなす <配置に関する実務経験要件> 相談支援業務5年 間に1度毎修了の必要の翌年度から5年間の ※実践研修修了年度 初任者研修 (有資格者の場合は3年)以上 ビス管理責任者等 講義・演習・世界の ビス管理責任者等 もしくは直接支援業務8年以上 講義·演習 講義部分 基礎研修 更新研修 職 基礎研修修了後3年間で 2年以上の実務 者等 ※基礎研修修了後に配置に関する 実務要件を満たした場合を含む。 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目 配置時の取扱いの緩和等について -ビス管理責任者等としては配置可能。 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。 間に1度毎修了の必要の翌年度から5年間の ※実践研修修了年度 初任者研修 <受講対象> ビス管理責任者等 実践研修 ビス管理責任者等 講義·演習 相談支援業務3年以上 講義部分 講義·演習 更新研修 (有資格者の場合は1年)以上 入 もしくは直接支援業務6年以上 職 者 基礎研修修了後2年以上の実務

(公印省略) 障第30047-17号 令和5年10月19日

障害福祉サービス等運営法人代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」) に関する告示の改正に伴う手続きについて

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただ き厚く御礼申し上げます。

令和5年6月30日付け事務連絡にて、別添のとおり、こども家庭庁支援局障害 児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から告示の改正に ついて通知がありました。

改正内容のうち、「実践研修の受講に必要な実務経験(OJT)」について、以 下のとおりの取り扱いとなりましたので、お知らせします。

【実践研修の受講に必要な実務経験(OJT)について】 (1) 改正内容について 改正前

基礎研修修了後「2年以上」の期間

改正後

- ・原則、基礎研修修了後「2年以上」の期間
- ・一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

要件 ※①~③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業

務又は直接支援業務(3~8年))を満たしている。

②基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の

業務(以下、個別支援計画の原案作成等の業務)を実施している。

- 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ・サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議に参画する。
- ・上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別 支援計画を利用者に交付する。
- ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング) を行う。

【参考】令和5年10月19日通知

※サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十 分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うこと。

③指定権者に届け出ている。

(2) 手続きについて

上記届出について参考様式を定めましたので、実務経験期間の例外的な取り扱い を希望する場合は、各指定権者に届出をご提出ください。

なお、参考様式は「群馬県」「前橋市」「高崎市」で共通様式となっています。

【留意事項】

- ⑥ 届出は、個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内 に届け出てください。
- ② 届出は、2部提出してください(添付書類は1部で可)。 また、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ③ 本通知日以前の取り扱いについては、令和5年11月6日(月)(必着)まで に限り、実際に業務を開始した日付まで溯り、提出することを認めます。
- ③2人目のサービス管理責任者等として配置する場合であっても、実務経験期間 の例外的な取り扱いを希望する場合は、当該届出を提出してください。

事務担当

施設利用支援係 027-226-2632 地域生活支援係 027-226-2638

質問・相談フォームの問い合わせについて

障第30479-10001号 令和6年2月8日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

お問い合わせ方法に関しての御案内

平素より本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、日頃より多数の事業者様からお問い合わせをいただきますが、担当者に電話がつながりにくく、ご迷惑をおかけしているところです。今後、3年に一度の報酬改定等も控え、より円滑にお問い合わせに対応できるよう、障害福祉サービスに関する質問・相談フォームを設置しました。

令和6年2月から5月にかけては、緊急時を除いて質問・相談フォームからお問い合せ いただくよう、お願いいたします。

より多くのお問合せに円滑に対応するため、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

質問・相談フォームの御案内



[URL.]

https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr

2 4 時間受付中

質問日時や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。 あらかじめご了承ください。

【担当】

支援調整係・地域生活支援係・施設利用支援係

質問・相談フォームの活用に御協力いただき、ありがとうございます。

通知では、2月から5月と期間を限定しておりますが、引き続き、質問・相談フォームを活用いただきますよう、御協力よろしくお願いします。

障害福祉サービス等質問・相談フォーム 【URL】 https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr

